

起 草 2014年4月10日
改訂① 2017年1月10日
改訂② 2018年1月10日
改訂③ 2019年3月22日
改訂④ 2020年2月28日
改訂⑤ 2022年2月28日
改訂⑥ 2022年10月21日
※改訂⑦ 2023年8月25日
※改訂⑧ 2023年12月1日

ひだまり文化研究会 会 則

第1条 【名称及び事務局所在地】

本会は、「ひだまり文化研究会」（以下、本会という）と称し、本会の事務局を以下に置く。
東京都世田谷区深沢4-34-13（小池雄吉・宅）

第2条 【目 的】

世田谷区に在住する満60歳以上の市民、並びに世田谷区生涯大学及び自主研究会を修了した者、または同学並びに同自主研究会に在籍する者を対象として、ひだまり友遊会館（以下、会館という）における、その学習形態の延長を強く要望する高齢者の受け皿となるべく、自主運営を基盤とする本会を立ち上げ、健康体操と座学を通して、より豊かで明るい健康的な生活を送りながら、地域の活性化に資すると共に、さらに多くの知己が得られるよう努めることを目的とする。

第3条 【会 員】

本会の目的に賛同する者で、以下の事柄に該当する者を会員として組織する。

- (1) 世田谷区に在住する満60歳以上の者。
- (2) 世田谷区生涯大学及び自主研究会を修了した者、または同学並びに、同自主研究会に在籍する者。
- (3) 当会の定年は以下のとおりとする。

会員は、満年齢88年に達した年度末、又は当会に入会した年度から数えて、12年を経た年度末の、いずれか早い年度を以て、退会とする。(2026年度より施行とする)

第4条 【役員と担当職】

本会で任命されたすべての役員は、第2条の目的達成のため、奉仕の精神をもって務める。

(1) 本会に以下の役員を置く。

・代 表 1名とする。(総代職・二役会構成員・運営委員会構成員)

・副 代 表 運営委員各グループより1名選出する。

(代表補佐・二役会構成員・運営委員会構成員)

・運 営 委 員 各グループの会員より3名乃至4名を選出する。(運営委員会構成員)

・グループ長 運営委員の所属する各グループから1名を選出し兼務を可とする。

(運営委員会構成員)

・クラス委員 グループ長により所属する各クラスより正副1名ずつ選出する。

(2) 代表は運営委員の互選により選出される。

(3) 二役は、運営委員が所属する各グループより1名ずつ選出する。

(4) すべての役員の任期は1年間とし再任は妨げない。但し、本人の止む無き事情(疾病等)による、退任申入れがある場合は、二役の諮りに委ねる。

(5) 本会の円滑な業務遂行を図るため、二役は下表のとおり必要な専門職を設けることが出来る。

(参考) 下表のとおり

担当職名	職 掌	特記
総 務	庶務全般・会議準備・資料保全・広報誌発行統括	任意数
企 画	講座年間計画・講師対応統括	任意数
渉 外	他団体対応・抽選会計画統括・会場利用統括	任意数
会 計	財務計画・年間予算管理(入出金管理)・決算対応	任意数
監査役	会計担当の要請により入出金管理状況を審査・報告	正副1名
※講座の講師対応者は「年度の講座予定表」の通り。		

※専門職はイベント業務開催など多人数集会の場合、必要に応じ運営委員会に諮り増員を行う。

(6) 二役は、会員より「監査役 2名」を運営委員会に推挙し、承認を得る。その任期は1年とし再任は妨げない。

(7) グループ長は、クラス毎に「クラス委員(正副1名)」を選任し、会員相互の連絡網を確立し、運営委員会の連絡事項、諸配布物など遺漏なく執り行う。

第5条 【運営と審議方法】

本会の運営は、全会員が出席する「ひだまり文化研究会総会(以下、総会という)」と、本会の運営委員で構成される「運営委員会」の審議を以て、本会の円滑な運営を図るものとする。

(1) 総会は、全会員の参加を促し、監査報告を含み毎年1回、適宜に開催する。

(2) 総会は、全会員の60%以上の出席(委任状を含む)を、以って成立とする。

(3) 二役は、総会の開催時期並びに開催方法・開催次第を運営委員会に提議し、決議・報告承認された事項を、適宜「会員」に報告する。

- (4) 運営委員会は、二役が必要と認めた時、その都度開催する。
- (5) 運営委員会は、代表、副代表、グループ長を含む、運営委員の全員を以って構成する。
- (6) 会員以外の者が、本会が企画する講座の出席を希望する場合は、当日の講座開催幹事グループの責任者の了承を得た者に限り承諾する。
(当日受付にて、住所・氏名を記入し、運営委員会が定めた所定の金額を支払い受講できる)
- (7) 本会は会場の利用に当たり、当日の責任者を「講座並びに体操に参加する幹事グループの長が担う。責任者は、利用会場の定員を遵守し、適正な利用を行うことを管理する。

第6条 【年度予算】

年度予算は、担当職「会計」が、会費を基に必要な経費などを考慮した、収支計画を行い、運営委員会に諮り承認を受ける。

- (1) 会員の年会費は、参加者人数により決める。年度終了時不足した場合は、総会の議決により徴収することができる。
- (2) 年度終了時に、会費の余剰金が発生した場合、次年度に繰り越すことができる。
- (3) 年度予算の収支については、本会の「監査」並びに運営委員会を経て、総会に報告する。

第7条 【付則規定】

この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要と認められる事項が生じ、運営委員会に具申された場合は、運営委員会の審議を経て、二役へ報告しこれを定める。

●付則一 1 会員の「休会」について（2019年3月22日付け）

当会に所属する会員本人より、会員復帰を前提とする「休会」の申入れが当会役員を介して受け付けた場合は、以下の条件に照らし之を認めることとする。

- 1) 休会の期間は、休会が承認された日付（年度）の次年度1年間を最大の期間とする。これを超えた場合は退会と見做す。
- 2) 休会期間中は、当会の運営管理費の一部として、年会費1000円を支払う。
- 3) 休会期間中は、総会における決議権を有しない。
- 4) 休会の申請受付は、同一会員1回限りとする。
- 5) 会員の「休会申入れ」は、運営委員会にて審議、承認する。

●付則一 2 当会の発足日を、2014年4月1日と定める。（2022年10月21日付け）

●付則一 3 当会は「個人情報取り扱いに関する要領」に基づいて対応する。

（当会運営委員会「通達」2023年12月1日付け発行文書）

※次頁に「休会届」用紙添付

※次々頁に「個人情報取扱いに関する要領」添付

ひだまり文化研究会

代表 小 池 雄 吉 宛

令和 年 月 日

休 会 届

(届出者)

所属：

氏名：

私は、ひだまり文化研究会の会則第 7 条付則— 1 に則り、年度の休会を申し入れます。

以 上

ひだまり文化研究会 個人情報取扱い要領

制定：2023年12月1日

- (目的) 第1条** この個人情報取扱い要領は、ひだまり文化研究会（以下「文研」という）が保有する個人情報について、適正な取り扱いに関する事項を定めることにより活動の円滑な運営を図ると共に、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- (責務) 第2条** 文研は、個人情報の保護に関する法律などを遵守すると共に、文研の活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- (周知) 第3条** 文研は、この「個人情報取扱い要領」に準じて、会員個人に係わる基本情報などの外部への漏えいや記録の転出を防止するため、本取扱い要領の主旨を新会員募集、総会の時期に会員に適切に周知する。
- (管理者及び取扱者) 第4条** 文研に於ける個人情報の取り扱いに関する管理者は当会の代表とし、その取扱者は代表が指定するものとする。
- (秘密保持義務) 第5条** 個人情報の取り扱いに関する管理者及び取扱者は、職務上知ることが出来た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (個人情報の収集) 第6条** 文研は、新規会員募集時に受理した「〇〇年度・ひだまり文化研究会入会申込書」より収集する個人情報とは、氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・生涯大学入学期・生涯大学修了コース名・その他連絡事項とする。
- 2) 文研は、入会募集締め切り後、当会に入会しなかった者の個人情報は、入会手続き終了と同時に、適正且つ速やかに復元不可能な状態にして破棄する。
- 3) 文研は、入会時に受理した個人情報をもとに「会員名簿」並びに「役員名簿」を作成することを入会募集要項などにあらかじめ明らかにした上で、作成する。
- 4) 文研として、催事への参加など（他団体企画イベントなど）行う時に、主催者から参加する会員の個人情報の提供を要請された場合、対象となる会員にその目的を明らかにしたうえで本人の同意を得なければならない。
- (利用) 第7条** 文研が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動などに際して利用する。
- (1) 会員名簿の作成
 - (2) 会費の請求、管理、その他文書の発送など。

- (3) 活動時間帯内における不測の事態や災害時の緊急時における連絡。
- (4) 当会が主催する活動実施時に際して加入する保険手続き。
- (5) その他、運営委員会が承認して作成する冊子やホームページへの掲載。

(管理) 第8条 不要となった個人情報は、適正且つ速やかに復元不可能な状態にして廃棄とする。

- 2) 当会が主催、または運営委員会が承認した催事の実施に際して収集した個人情報は、催事の終了と共に適正且つ速やかに復元不可能な状態にして廃棄とする。
- 3) 個人情報を取り扱う者は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してならない。

(開示) 第9条 文研の会員は、第6条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し開示を請求することが出来る。

(個人情報の訂正) 第10条 文研の会員は、第6条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し訂正などを求めることが出来る。

- 2) 前項の請求があった場合、管理者は速やかに該当する個人情報の訂正を行う。但し、会員名簿などの訂正については会員に連絡をすることを以て、これに代えることが出来る。

(漏えい発生時の対応) 第11条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、毀損などの事案の発生または、その兆しを把握した場合は、速やかに管理者に報告する。

- 2) この場合、管理者は事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡を迅速に行い、事態の最善と最小化を図ると共に、再発防止策を講ずる。

(開示請求及び苦情相談窓口) 第12条 文研における開示請求及び苦情相談窓口は、文研代表とする。

以上

※2023年12月15日第8回運営委員会決裁事項